

地域密着型通所介護運動機能向上型デイサービスもみの樹園 契約書

_____（以下「利用者」といいます。）と、運動機能向上型デイサービスもみの樹園（以下「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う地域密着型通所介護について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう地域密着型通所介護を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（地域密着型通所介護計画）

事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「通所介護計画」を作成します。事業者は「通所介護計画」を利用者及び身元引受人（その家族）に説明の上、同意を得ます。尚、作成した「通所介護計画」は利用者に交付します。

第4条（地域密着型通所介護の提供場所・内容）

- 1 地域密着型通所介護の提供場所は、運動機能向上型デイサービスもみの樹園です。所在地及び設備の概要は【契約書別紙】のとおりです。
- 2 事業者は、第3条に定めた「通所介護計画」に沿って地域密着型通所介護を提供します。
- 3 利用者が、利用できるサービスの種類は【重要事項説明書】に記載のとおりです。事業者は【重要事項説明書】の内容について、利用者及び身元引受人に説明します。
- 4 事業者は、サービス提供等により事故が発生した場合、適切な措置を講ずるとともに、身元引受人（その家族）に事故発生時の経過及び状況説明を行います。
- 5 事業者は、サービス提供にあたり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動の制限をしません。
- 6 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

第5条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は、地域密着型通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供します。
- 2 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後2年間保存します。
- 3 利用者は、営業時間内に事業者にて保管されている当該利用者に関する第2項のサービス提供記録を閲覧できます。

第6条（料金）

- 1 利用者はサービスの対価として【別紙料金表】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月10日までに利用者へ送付します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月28日までに、指定金融機関での自動振替で支払います。ただし、振替手続きが困難な利用者は、この限りではありません。

第7条（サービスの中止）

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス提供日の前日午後5時までに通知することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 利用者が、サービス提供日の前日の午後5時までに通知することなくサービス利用の中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して【契約書別紙】に定める計算方法により、料金の全部又は一部を請求することができます。この場合の料金は第6条の他の料金の支払いと合わせて請求します。
- 3 事業者は、利用者の体調不良等の理由により、地域密着型通所介護の実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。この場合の取り扱いについては【契約書別紙】に記載したとおりです。

第8条（料金の変更）

- 1 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより、利用料等の単価の変更（増額または減額）を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【契約書別紙】を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第9条（契約の終了）

- 1 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知することによりこの契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情が

ある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

(1) 事業者が正当な理由がなくサービスを提供しない場合

(2) 事業者が守秘義務に反した場合

(3) 事業者が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

(1) 利用者又は身元引受人・保証人が、契約締結時及びサービスの実施時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(2) 利用者のサービス利用料金の支払いが1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合

(3) 利用者が正当な理由なくサービス利用の中止をしばしば繰り返した場合、又は利用者の入院もしくは病気等により、2ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合

(4) 利用者又は身元引受人（その家族）が、故意又は重大な過失により、事業者又はサービス従業者もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、また著しい不信行為を行う等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(5) 利用者又は身元引受人（その家族）から職員に対するセクシャルハラスメント又はパワーハラスメント、身体的・精神的暴力等によって、信頼関係が著しく害され、事業継続に重大な支障を生じさせた場合

(6) やむを得ない事情により事業者を閉鎖又は縮小する場合

5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

(1) 利用者が介護保険施設に入所した場合

(2) 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援と認定された場合

(3) 利用者が死亡もしくは、被保険者資格を喪失した場合

第10条（秘密保持）

1 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及び身元引受人（その家族）に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

3 事業者は、利用者の身元引受人（その家族）から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、身元引受人（その家族）の個人情報を用いません。

第11条（賠償責任）

- 1 事業者は、サービスの提供に当たって故意又は過失により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。ただし、利用者に故意又は過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。
- 2 事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
 - （1）利用者又は身元引受人・保証人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
 - （2）利用者又は身元引受人（その家族）がサービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
 - （3）利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
 - （4）利用者又は身元引受人（その家族）が、事業者及びサービス従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

第12条（緊急時の対応）

事業者は、現に地域密着型通所介護の提供を行っているときに、利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、身元引受人（その家族）又は緊急連絡先へ連絡するとともに、状況に応じて当事業者の提携病院に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第13条（連携）

- 1 事業者は、地域密着型通所介護の提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、この契約書の写しを介護支援専門員に速やかに送付します。
- 3 事業者は、この契約内容が変更された場合、又はこの契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを速やかに介護支援専門員に送付します。なお、第9条2項又は4項に基づいて解約を通知する際は事前に介護支援専門員に連絡します。

第14条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者又は身元引受人（その家族）からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、地域密着型通所介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第15条（身元引受・連帯保証）

- 1 事業者は、利用者に対し、身元引受人を求めることがあります。ただし、身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、この限りではありません。

- 2 前項の身元引受人は、この契約に基づく利用者と事業者に対する債務について利用者と連帯して履行の責めを負います。

第16条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上
1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者

住所 _____

氏名 _____ 印

電話番号 _____ - _____

身元引受人・保証人

住所 _____

氏名 _____ 印

利用者との続柄 _____

電話番号 _____ - _____

携帯番号 _____ - _____

事業者

事業者名 社会福祉法人 園盛会
運動機能向上型デイサービス もみの樹園
(事業所番号1390400511)

住所 東京都新宿区上落合1-17-8

管理者名 笛木 敏彦 印

電話番号 03-6908-0977

契約書別紙

1 担当者（地域密着型通所介護の生活相談員等）

氏名 井上千砂

連絡先電話番号 03-6908-0977

2 地域密着型通所介護の内容

- (1) ご利用日 毎週火曜日～土曜日（介護計画書の指定曜日）
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分
- (3) 所在地 東京都新宿区上落合1-17-8
- (4) 設備の概要 食堂、機能訓練室、相談室、静養室、送迎車4台、
- (5) サービス内容 通所介護計画に沿って、送迎、機能訓練を行います。

3 地域密着型通所介護（デイサービス）利用料

別紙「運動機能向上型デイサービスもみの樹園料金表」のとおりです。

- *指定地域密着型通所介護費 : 所要時間 3時間以上4時間未満
- *サービス提供時間 : 午前の部 9時15分～12時20分
午後の部 13時45分～16時50分

4 キャンセル規定

利用者のご都合でサービス利用を中止する場合、キャンセル料がかかります。ご利用日の前日の午後5時までにご連絡がなかった場合、飲み物代100円を請求いたします。

5 健康上の理由による中止

- (1) 風邪、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
- (2) 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更又は中止をすることがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- (3) 利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに当事業者の提携病院に連絡を取る等必要な措置を講じます。
- (4) サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることができます。ただし、定員数分の予約が入っている日には振り替えできませんのでご了承ください。

6 相談、要望、苦情等の窓口

*地域密着型通所介護に関する相談、要望、苦情等は下記窓口までお申し出下さい。

電話番号：03-6908-0977

担当部署：運動機能向上型デイサービス もみの樹園

(受付時間 火曜日～土曜日 10時00分～16時00分)

事業者

事業者名 社会福祉法人 園盛会
運動機能向上型デイサービス もみの樹園
(事業所番号1390400511)

住所 東京都新宿区上落合1-17-8

電話番号 03-6908-0977

管理者名 笛木 敏彦 印

上記内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

利用者氏名 _____ 印

身元引受人・保証人 _____ 印